青年部会規約

（名　称）
第１条　この会は、公益社団法人山形県トラック協会（以下「県ト協」という。）青年部会という。

（事務所）
第２条　この会の事務所は県ト協内に置く。

（目　的）
第３条　この会は青年層を結集し、人間的交流と切磋琢磨を通じ、経営幹部としての自覚と資質の向上を期するとともに、次代を担う経営者並びに管理者を中心とする人材育成とボランティア活動を通じて地域福祉の増進に貢献し、トラック業界の地位向上を図ることを目的とする。

（事　業）
第４条　この会は、その目的を達成するため、県ト協及び全ト協の各年度の青年部会活動に係る事業計画を推進するとともに次の事業を行う。
⑴　人材育成のための教育研修
⑵　青年部会員の交流及び情報交換
⑶　近代化・合理化の調査研究及び業界の課題や実輸送における調査研究
⑷　各委員会事業の推進
⑸　イメージアップのための事業
⑹　トラックの日事業の実施
⑺　東北トラック協会青年部会の開催と参加
⑻　（公社）全日本トラック協会青年部会全国大会の開催支援と参加
⑼　その他

（構　成）
第５条　この会は県ト協会員で、青年部活動に賛同される青年層を以って構成する。
２　本部会の部会員は、年度開始日（４月１日）時点において、５２歳以下の者とする。ただし、役員の場合は任期満了までとし、その年度の総会まで資格を有する。

（入　会）
第６条　本会の入会は、各支部青年部会で別に定める書式に記載内容を付記して入会した者とする。

（退　会）
第７条　本会の退会を希望する者は書面を以って退会届を提出し、退会することが出来る。

（役　員）
第８条　この会に次の役員を置く。

部会長１名、部会長代行１名、副部会長４名、幹事５名以内とし、必要に応じて相談役を設けることができる。

（役員の選出及び任期）

第９条　役員は総会において会員の中から選出する。

２　部会長、部会長代行、副部会長、幹事は役員の中から互選により決定する。

３　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第１０条　部会長は、会務を統括するとともに連絡調整に当たる。

２　部会長代行は、部会長を補佐し職務を代行する。

３　副部会長は、部会長・部会長代行を補佐し事故あるときは職務を代行する。

４　幹事は役員会に出席し、会務を執行する。

（役員会）

第１１条　この会に青年部会事業計画と県ト協へ事業予算の策定、並びにこれら運営に当たるため、部会長、部会長代行、副部会長及び幹事で構成する役員会を設ける。

２　役員会は、部会長が議長となる。

３　部会長は、必要に応じ相談役を役員会に出席させることができる。

４　役員会は、役員の過半数の出席または書面により成立し、出席の過半数で決する。

５　役員会は、電子的方法（SkypeやZoom等）を利用して、会員が遠隔地にいても参加し行うことができる。ただし、議決等については４項によるものとする。

（総　会）

第１２条　総会は、通常総会と臨時総会とし、部会長が議長となる。

２　通常総会毎年開催する。

３　臨時総会は部会長が必要と認めた場合、開催する事ができる。

４　総会は、会員の過半数の出席または書面により成立し、その議決権の過半数で決する。

（経　費）

第１３条　この会の事業経費は県ト協事業予算を以って行う。

２　その他経費は、必要に応じて都度臨時徴収する。

（委員会）

第１４条　本会の事業の円滑な運営を図るため、総会の決議を得て委員会を置くことができる。

２　委員会の正副委員長は、役員会の決議を得て役員の中から選出する。

３　委員会の規約は別に定める。

４　委員会の決議事項は、役員会の承認を得なければならない。

（事務局）
第１５条　この会に事務局を置き、その事務局は県ト協事務局行う。

（その他）
第１６条　この規約の改正は、総会の過半数の決議を必要とする。

（実施期日）
この規則は、平成６年９月５日から実施する。
改正　平成７年７月２１日
改正　平成８年７月１１日
改正　平成１２年７月２８日
改正　平成１３年７月２１日
改正　平成２６年５月２３日
改正　令和２年７月３日
改正　令和３年５月２８日
改正　令和４年５月１８日